

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3055号)

令和6年4月4日

横 情 審 答 申 第 3055号

令 和 6 年 4 月 4 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長職務代理者 金子 正 史

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年9月29日教西指第302号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」の非開示決定に
対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和3年8月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号により非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、教職員に係る訴えについて被害者側が実施機関に送付した文書であり、その全体が特定の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる。
- (2) また、特定の個人が識別できない部分についても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。
- (3) したがって、本号本文に該当し非開示とした。また、本号ただし書アからウまでに該当しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 個人情報条例（原文ママ）の悪用であり、部分開示を求める。
- (2) 個人を特定できない情報、文書内容の背景などは個人情報に当たらない。
- (3) 関連する項目で個人が特定できる内容は、氏名、学校名だけである。

- (4) 訴え人本人は内容証明郵便であり、訴え側の個人を特定する目的ではなく、公共の情報部分を非開示は、情報の隠蔽である。
- (5) 個人が特定できない部分の開示を求めるものである。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 実施機関に教職員に係る訴えがあった場合の事務について

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）第32条では、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。

教職員の言動による被害を受けた児童生徒や保護者からの訴えが実施機関にあった場合、当該学校の校長は、関係した教職員、児童生徒、保護者等からの聞き取り等により、事実関係の正確な把握に努めるとのことである。

その結果、教職員に不適切な指導があったと認めた場合には、校長は把握した事実を基に教職員を指導するとともに、再発防止策を講じ、教育長へ報告する。報告を受けた教育長は、事実に基づき厳正な対応を行うこととなっている。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、横浜市立特定小学校に送付された令和3年3月22日付内容証明郵便1通である。

イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の一部の開示を求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。

(4) 本件審査請求文書の旧条例第7条第2項第2号該当性及び旧条例第8条第2項による一部開示について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

ただし、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、差出人氏名、被害児童及びその保護者の氏名等の個人の氏名、教職員の被害児童に対する行為及び対応並びに本件審査請求文書の送付先等が記載されている。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

ウ ところで、旧条例第8条第2項では、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と、行政文書の一部開示について規定している。

本件では、本件審査請求文書のうち、個人の氏名は個人が識別される情報であり、これを除いた部分は、教職員の被害児童に対する行為及び対応、本件審査請求文書の送付先等、教職員の言動及び指導による被害並びにその被害を訴えた相手という機微にわたる情報であり、通常他人に知られたくない情報である。これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 付言

実施機関は、弁明書の記載等から、横浜市立特定小学校に送付された令和3年

3月22日付内容証明郵便1通を対象文書として特定し、非開示決定を行ったものと認められる。しかしながら、本件非開示決定通知書の「1 開示請求に係る行政文書」欄には、「被害者側が市教育委員会に内容証明で送付した文書」とのみ記載されており、審査請求人にとっては、非開示決定通知書を受領した時点では実施機関により特定された行政文書が具体的に何であったのか不明確であったと考えられる。

実施機関は、特段の事情がない限り、特定された行政文書の名称を具体的に開示決定等通知書に明示することが必要であり、今後の運用においては的確を期すこととされたい。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井恵里可、委員 齋藤宙也

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和3年9月29日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年11月2日 (第25回第四部会)	・審議
令和5年12月7日 (第26回第四部会)	・審議
令和6年1月11日 (第27回第四部会)	・審議
令和6年2月1日 (第28回第四部会)	・審議